⑶　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑺　当機構埼玉地域支社（所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　総合評価に係る「施工計画」等が適正であること。

⑼　次に掲げる要件をすべて満たす建設工事について、元請としての実績を有する者であること。

①　単独申込みの場合

イ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層住宅建物（６階以上の住宅建物をいう。以下同じ。）の設計実績を有する者（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）。

※　床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を用いる場合は、公告日の前日までに「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」に規定する指定性能評価機関の「性能評価」（平成12年５月31日以前においては、「㈶日本建築センターの構造評定」）が完了した設計実績その他これと同等の実績があること。

ロ　平成14年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層住宅建物で、かつ、100戸以上の集合住宅の建築工事の実績をいう。

ハ　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

ニ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者。

ａ　当機構関東地区における平成23・24年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　イの条件を満たす者。

②　共同申込みの場合

イ　共同企業体の代表者は、①イ～ハの条件を満たす者

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、次のａ及びｂに掲げる条件を全て満たす者とする。

ａ　上記①ロの条件を満たす者、又は平成14年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた工事で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層住宅建物の共同住宅の施工実績を有する者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ｂ　上記①ハの条件を満たす者

ハ　設計業者を申込者の一員とする場合には、上記⑼①ニの条件を満たす者。

⑽　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を用いる場合は、㈳プレハブ建築協会の品質認定を受けたプレキャストコンクリート部材製造工場等を自ら保有していること又は提携工場として円滑に部材の供給が受けられること。

⑾　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

①　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成14年度から上記１に示す公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑼①ロに掲げる工事について、上記①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの代表者以外にあっては上記⑼①ロ又は⑼②ロａに掲げる工事について、上記①の有資格者としての経験を有する者）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種の工事」の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社千代田設計（東京都新宿区）

⒀　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⒁　高層住宅建物に係る設計計画が適正であること（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）。

⒂　平成22年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が関東地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒃　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑾に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒄　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑯及び次の①に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30%以上、３者で構成される場合にあっては、20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。